

各農業共済組合並びに
組合員・農家の皆様へ

「新潟県農業共済組合連合会の国債売買損失問題」
に係る損害賠償請求訴訟について

日ごろより農業共済事業の運営につきましては、格別のご高配とご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会が平成13年度から同18年度までの間に国債の短期売買により損失を発生させ、組合員・農家及び関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、ここに改めてお詫び申し上げます。

本会では、本会と利害関係のない有識者による検証委員会（弁護士2人、公認会計士2人）の検証結果に基づき、当時の連合会長等に対し損害賠償請求訴訟を行ってまいりました。

新潟地方裁判所における一審の結果につきましては、本年3月3日付けで当ホームページにて報告しましたとおり、本会の請求が認められない結果となりました。

このことを受け本会では、判決結果を不服とし、代理人弁護士を通じて、3月4日付けで東京高等裁判所へ控訴を提起し、併せて4月25日付けで控訴理由書を提出いたしました。

今後は、本会の主張が認められるよう、努力してまいる所存でありますので、何とぞ特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年5月30日
新潟県農業共済組合連合会
会長理事 五十嵐 孝